

# なくす会ニュースレター

〒330-0064  
さいたま市浦和区岸町 7-11-5  
Tel048-844-8972 Fax048-829-7444  
[nakusukai.01@saitama-k.com](mailto:nakusukai.01@saitama-k.com)  
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

## 第16回通常総会のご案内

なくす会は2018年度、(株)NTTドコモ及び(株)ディー・エヌ・エーに対する差止請求訴訟を継続しました。(有)台企画及び(株)トーソーコンストラクションに対する差止請求訴訟は和解が成立、さらに通信販売事業者やチケット取引事業者など7事業者に対する申入れを行うなど、活発に活動しました。また、活動委員会としても6事業者に広告表示改善要望活動を行い、改善につなげることができました。

さらに、2016年度から埼玉県から受託している消費者被害防止サポーター活動推進事業・高齢者等見守り促進事業・インターネット適正広告推進事業を継続して取り組んでいます。

今年度も下記日程で、埼玉消費者被害をなくす会定款第20条に基づき、第16回通常総会を開催いたします。ご参加くださいますようお願いいたします。

1. 日時：2019年6月25日（火） 10:00～11:15（予定）
2. 会場：浦和コミュニティセンター 第15集会室（浦和パルコ上9階）
3. 議題：

第1号議案	2018年度事業報告並びに活動決算承認の件 監査報告
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	役員一部選任の件
報告	第1回理事会報告 2019年度事業計画と活動予算 検討委員会報告、活動委員会の活動報告

### 会員の皆様へ

◇ 正会員の皆様には、6月上旬頃、別途ご案内状と議案書ならびに出欠届をお送りします。  
出欠届及び欠席の場合は書面議決書を返送くださいますようお願いいたします。

◇ 賛助会員の皆様には、6月上旬頃、議案書ならびに出欠届をお送りします。

### 記念講演のご案内 記念講演のみの参加も可能です

日時：6月25日（火）11:20～12:55（総会に続けて同会場で開催します）

テーマ：「埼玉消費者被害をなくす会の差止請求及び被害回復活動報告（仮題）」

講師：なくす会検討委員

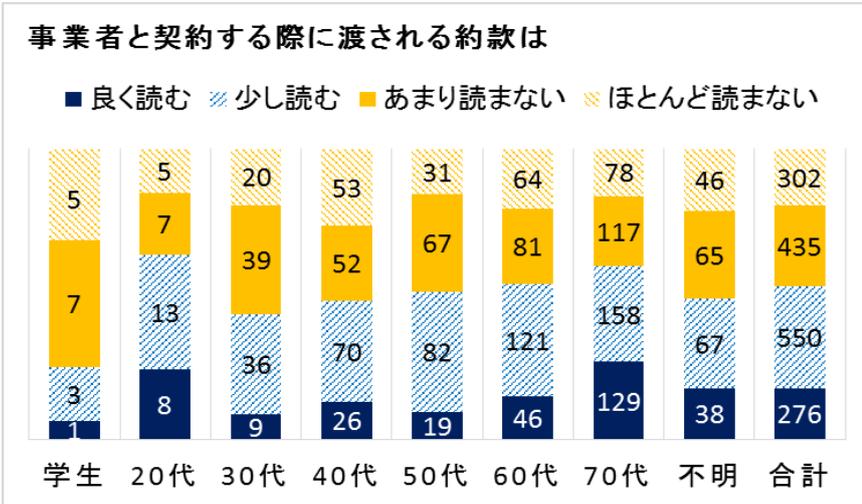
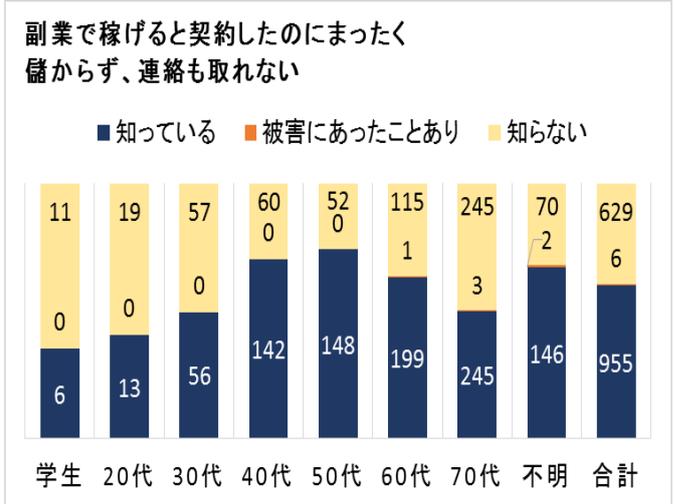
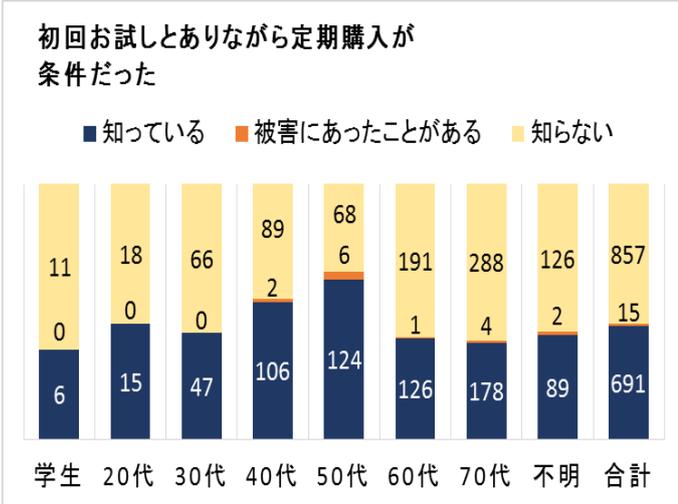
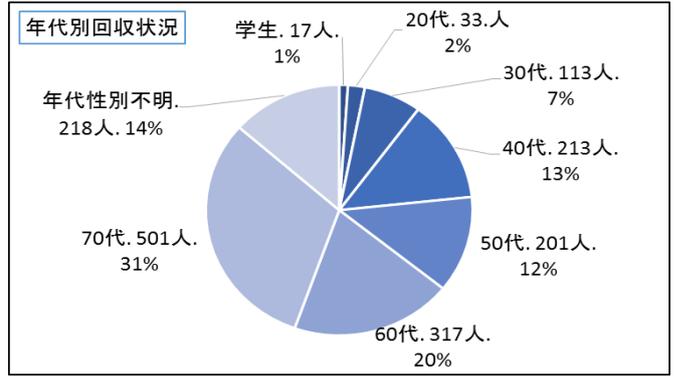
※詳細は今後なくす会ホームページにアップします。

# アンケート・めやすばこ《このトラブル、知ってる？知らない？》結果

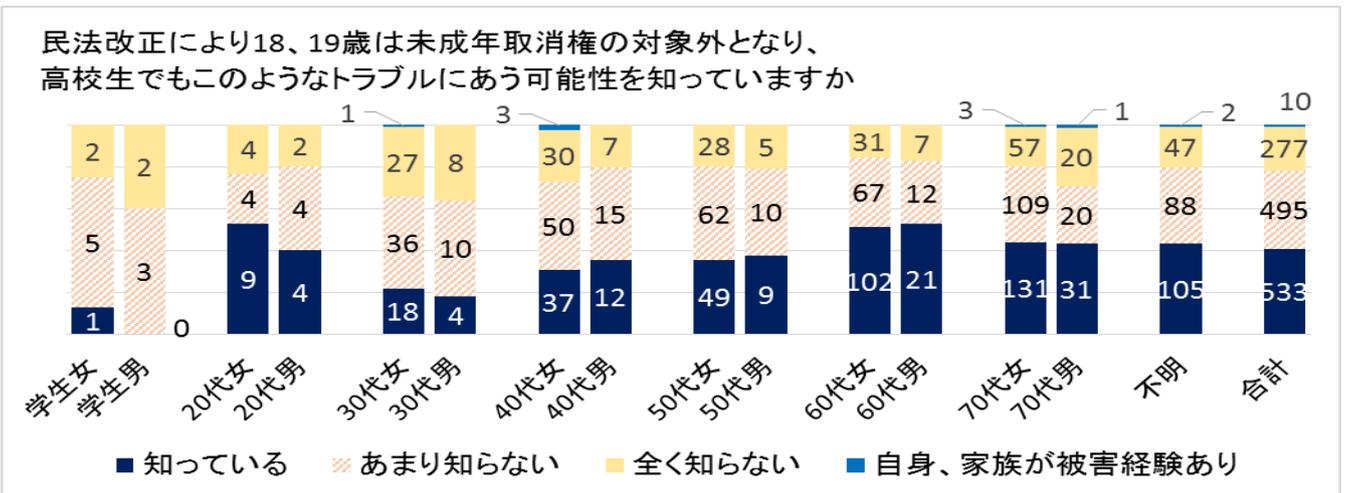
- ◆実施期間：2018年10月～12月
- ◆配布対象：
  - 会員団体主催・参加イベントなど
- ◆有効回答：
  - 1,613枚（99.1%） 回収：1,628枚

※まとめ全文はホームページからダウンロードできます

《調査結果より一部抜粋して紹介します》



- 読まない理由（その他記入）：
- ・用語がわからない
  - ・文字が薄い色で小さい
  - ・詳しく説明してほしいと言ったら自分で読めと言われた
  - ・読まなくてはいけないとは思っている
  - ・相手を信用している
  - ・事業者による
  - ・よく知られている事業者かどうかで決める



## 広告表示が改善されました！ ～活動委員会・2018年4月～2019年3月の報告～

活動委員会では、景品表示法などの法にとらわれない消費者目線で広告表示改善要望などの活動を行なっています。

### ①活動の中でわかったこと

- 問題と思われる広告は、いわゆる健康食品や美容関係に関するものが非常に多い。
- 「今日から3日間限定」とありながら、すぐに次の広告が投入されている事例では、同様の広告手法を行う事業者が複数ある。
- 価格に対する条件表示などに関し、消費者にとって分かりにくい表示が多い。
- 効能効果が誇張されていると思われる表示（写真含む）も多い。

⇒都度要望活動を行なうだけでは限界がある。業界全体で考えていただけるよう、法規制を望む意見書などの提出を検討していきたい。



### ②改善要望や問合せ活動の内容と進捗状況

事業者	改善要望	結果
《新聞広告》 健康食品 【検討委員会へ】	2018年2月、「元気パワー」の効能効果であると誤解させるとして、特許に関する記述の改善などを要望	景品表示法に照らして改善を要望する必要ありとの判断により検討委員会にて取り扱い中。
《新聞広告》 美容施術 【継続中】	2018年9月、「シミがその場で取れる」かのような表記などについての改善を要望	活動委員会に当該事業者が参加、どのような改善を望むのか意見交換を実施。その後、広告表示が改善されたが、さらなる改善を求めている。
《新聞広告》 生命保険 【終了】	2018年6月、保険料や告知項目、「プロ100人」の出典の記載などについて要望	紙面の都合上すべて反映するのは困難だが、参考とする旨の回答と、一部要望を反映した内容で変更されたため、終了。
《新聞広告》 食品 【終了】	2018年11月、原産国についての表記について改善を要望	変更後の広告原稿を受領、要望を反映した内容で変更されたため、終了。
《新聞広告》 《Web広告》 通販ショップ 【終了】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2018年11月、新聞広告において「本日から3日間限定」とあるが、繰り返し同様の広告が投入されていたため、改善を要望</li> <li>● Web広告における「キャンペーン終了まで30分」とのカウントダウン表示について、改善を要望</li> </ul>	当該事業者の法務担当者との面談を実施。要望の趣旨などを説明した。その後受領した回答で一部改善されたため、一旦終了した。今後も広告表示を注視していく予定。
《新聞広告》 老人ホーム 【継続中】	2018年11月、施設概要などの文字が非常に小さく判読困難なため、改善を要望	回答待ち

## (株)トーソーコンストラクションとの和解が成立しました

なくす会は2018年12月7日、株式会社トーソーコンストラクション（本社：東京都中野区、代表取締役：紙谷 武幸氏）に対し、「延滞損害金」「クーリング・オフ」「甲の中止又は解除権」の各条項の差止を求め差止請求訴訟を提起、2019年3月18日に和解が成立しました。

### 差止を求めた条項

当該事業者が使用する「外壁等塗装契約書」の契約条項のうち、下記条項を差止請求

- 甲が請負代金の支払期日に支払いを遅延した時は、乙は、甲に対し遅延額の年14.6%に相当する遅延損害金を請求することが出来る

⇒特定商取引法上の「未払額の年6%を遅延損害金の上限」に違反

- お客様が弊社による飛び込み営業をきっかけとしてご契約された場合は、御契約日から8日以内に書面で契約申込の撤回（クーリング・オフ）をすることができるものとする。

⇒特定商取引法上の「書面を受領してから8日以内」に反しており違反

第1回期日：2019年1月24日

⇒被告代表者による答弁書の陳述

第2回期日：同年2月26日

⇒原告より和解条項案を提出

第3回期日：同年3月18日

⇒当事者双方の合意により和解成立

・「…支払延滞額に年6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる」に改定

・「本書面を受領された日から8日間を経過するまでは…」に改定

※紙面の都合上、一部抜粋して記載しています。



## 会費納入のお願い

会費納入のお願いを同封させていただきました  
早めの納入をお願いいたします



- 年会費：個人正会員（3,000円） 個人賛助会員（1,000円）
- 振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店  
普通 No.5098908（特非）埼玉消費者被害をなくす会
- 問合せ：埼玉消費者被害をなくす会  
事務局 Tel 048-844-8972

### お知らせ

消費者カアップ学習会 Vol.1 を開催します

日時：8月28日（水）10時～12時

会場：浦和コミュニティセンター第13集会室

「キャッシュレス決済と格差社会（仮題）」

講師：岩田昭男氏〔キャッシュレス覇権戦争〕NHK出版新書 著者



商品事故・契約トラブルにあった時は、消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

- ◆ 埼玉県消費生活支援センター（彩の国くらしプラザ内） Tel 048-261-0999
- ◆ 全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや!）（お住まいの市町村相談窓口につながります）